

第 2 回

新宿区障害者施策推進協議会

平成28年2月12日（金）

新宿区福祉部障害者福祉課

○障害者福祉課長 皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、平成27年度第2回新宿区障害者施策推進協議会のほうにお越しいただきまして、ありがとうございます。私、障害者福祉課長の関本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

会に先立ちまして、委員の交代がございました。12月9日付で人事異動がございまして、福祉部長に赤堀充男が着任いたしました。

赤堀委員から一言、御挨拶をお願いいたします。

○赤堀委員 皆さん、こんにちは。福祉部長事務代理の赤堀と申します。

12月までは地域福祉課長ということで、各法人、また施設の指導検査とか、また各団体さんとのおつき合いをさせていただいております。先月から福祉部長として全体の進めをしておりますが、今度4月から差別解消法の施行で、区全体として、全庁として差別解消に向けて取り組みが始まります。また、次期の計画に向けた調査も始まりますので、これまで以上に皆様方の御支援、また御指導を賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上です。ありがとうございました。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。

きょうは4名の方から欠席の御連絡をいただいております。13番の新宿区聴覚障害者協会手話対策部長の秋山さん、20番の東京都心身障害者福祉センター所長、藤井さん、それから都市計画部長、教育委員会事務局長の4名が欠席でございます。今現在、28名中23名の出席がありますので、過半数を満たしていることを御報告いたします。

また、議事録作成のために録音をさせていただいておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、村川会長、進行をお願いいたします。

○村川会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまより平成27年度第2回目新宿区障害者施策推進協議会を始めてまいりたいと思います。

それでは、お手元に本日の次第がございますが、それに従いまして進めてまいりたいと思います。

本日の協議会における議題としましては、第4期障害福祉計画の評価方法など、5つほど

が予定をされておりますので、順次進めてまいります。よろしくお願いたします。

それでは、資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

○障害者福祉課長 資料の確認でございます。

発送済みのものとしまして、資料1から資料7という形で御送付してございます。皆様、大丈夫でしょうか。もしくはお持ちじゃなかったということは大丈夫でしょうか。

机上配付は、きょうは3冊の冊子を配付しております。障害者総合支援法に基づくサービス利用ガイド、障害のある人を地域で支えるための社会資源マップ第三版、そして最後が平成27年障害者福祉の手引。この3冊です。そのほかに、閲覧用という形で、障害者生活実態調査概要版、第4期障害福祉計画の2冊は閲覧用を用意しておりますので、配付の不足等がありましたら、恐縮ですが事務局までお知らせください。

○村川会長 ありがとうございます。資料のほうはよろしゅうございますか。

それでは、早速であります。第1の議題であります第4期障害福祉計画の評価方法につきまして、事務局から説明をお願いします。

○障害者福祉課長 それでは、資料1を御覧ください。

部会のほうでこちらのほうを見ていただいたもののシートになります。第4期障害福祉計画の成果目標評価管理シート（案）という形で、資料1、3枚とじになっているものです。第4期障害福祉計画から計画策定、実施、評価、修正というPDCAサイクルが導入になりました。これの管理シートというようなものが国から示されています。実際には私どものほうで作成しました障害福祉計画の3つの成果目標について、それぞれ管理シートで評価していくという形のひな形になっております。今書ける部分については数字を当てはめています。

冊子のほうの120ページのところに、目標1という形で、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」と書いてございます。それが1枚目になります。

次の122ページ目の目標に、これが1枚めくったもののシート、そして最後、123ページの目標3が最後のシートというような形で当てはめてつくるとような形になります。実際にはしっかりと中身が入るのは、来年度の第1回目のときに、今やっているところが、最終的に数字が固まったものをお示ししまして、皆様に見ていただきながら御意見をいただくこととなります。きょうはシートのひな形という形での御説明になります。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま資料の1によりまして、第4期障害福祉計画の成果目標評価管理シート（案）な

どについて説明がございました。念のため、この計画書のほうの120ページ以下ということ
であります。

それでは、この関係につきまして、委員の皆様方から何か御意見、あるいは御質問でも結
構であります。お出しただければと思います。どなたからでもどうぞ。

この関係については、計画書の120ページ以下にございます第3章、第4期新宿区障害福
祉計画の成果目標、活動指標ということで、国が示しました計画に関する基本指針を踏まえ
まして、そこで目標とされているところの福祉施設の入所者のいわゆる地域移行の関係、2
つ目には地域生活支援の拠点整備の関係、3つ目には障害者就労支援施設等から一般就労へ
の移行の関係という、国が重視しております関係、3項目について評価管理シートをつくっ
ていくということで、課長さんの説明にもありましたとおり、今年度の終了の時点を確認し
て、平成27年度分の数字が入り、またその後、毎年カウントされていくといったようなこと
かと思えます。

その段階でそれぞれの管理シートの下の部分について内容が記述されるわけでありませ
ぬので、最終的なデータを確認した上で、それぞれの目標に向かって進んでいるのか、場合によ
っては少し足踏みをしているのかなど、もしそういった問題点があれば、恐らくそう記入さ
れることになるのかなど。当協議会として一定の意見を申し述べる欄も設けられております
ので、きょうはそれを書き入れることはできないわけですが、4月以降の次の年度、
28年度に入りまして、1回目の協議会で議論の上、記入をする。そういうことかと思いま
すが、どうぞ、何か御質問等ございましたら。

岩田さん、どうぞ。

○岩田委員 岩田です。

大変細かいことなんですけれども、こちらの案のほうの単位は「人」なんですけれども、
こちらの冊子のほうは「名」になっているんですが、これは何か意図があつてのことなん
でしょうか。

○村川会長 事務局から。本質的には違いはないんだろうけれども、表記上、どちらで統一
するかですね。

○福祉推進係主査 申しわけございません。PDCAサイクル、こちらの目標管理シートを国
のひな形を見ながら準拠してつくっている都合上、「人」にさせていただいたという状況だ
けですので、区のオリジナル版として「名」に直すことは可能でございます。特に意図して、
意味するものを違えようとしたわけではございません。

○岩田委員 そうですか。わかりました。

例えば資料1の目標1の括弧の中のPからDの表の(2)のところは「4名」と、ここだけ今度は「名」が入っちゃったりしているので、何か統一されたほうがいいかなというふうに思いました。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 この目標、例えば地域相談支援で、見込み3人、3人、4人となっていますが、地域移行支援に、どういう障害を持った人たちをここに入れているのでしょうか。

○村川会長 資料1の1枚目の部分のことですね。

○加藤委員 はい、そうです。地域相談支援の地域移行支援と書いてあるわけですから、その障害の種類はどのような方々なのか。

○村川会長 どうぞ、事務局。

○福祉推進係主査 事務局です。

地域相談支援の地域移行支援という事業は、精神科病棟に長期入院した方々の退院に向けての相談ですとか、長く施設に入所している身体障害、知的障害の方の退所の相談というものを想定しております。こちらにつきましては、地域移行支援の新宿区の実績は、今のところ精神障害のある方の精神科病棟からの退院の実績があるだけで、今のところ、身体障害、知的障害の実績はございません。なので、それに基づきまして、今後とも地域移行支援の利用者は新宿区としては主に精神障害の方が見込まれております。

ただ、実はこの目標1、福祉施設入所者の地域生活への移行という目標自体が本来意味しているところは、身体障害、知的障害の入所施設からの退所なので、ちょっとずれが生じています。加藤委員に指摘されて御説明するような次第で大変申しわけありません。本来の地域移行支援自体は身体障害、知的障害の方々も使えるサービスなので、今後はこの実績に加わって、人数がふえていけるといいという数値でございます。

○村川会長 そういう説明であります。よろしいですか。

身体、知的、精神、全ての障害の方が、現に施設入所、精神科病棟に入院されている方が退所または退院し、地域生活に移行した場合に数字がカウントされるということですね。

ちょっと私のほうからも再確認ですが、この目標1は、用語としては明確に「福祉施設の

入所者」と書いてあるんだけど、今の事務局の説明だと、地域移行支援については精神科の医療機関、精神科病棟から退院した場合も含まれるということですね。

○**福祉推進係主査** 本来、精神科の病院からの退院人数の促進のほうは、都道府県の障害福祉計画が把握する目標になっておりまして、その辺ではすみ分けがあって、区市町村の障害福祉計画の目標につきましては身体障害、知的障害の方々の人数カウントということになっています。ただ、地域相談支援のうち地域移行支援も活動指標としてカウントするようにと国が示していたので、それを組み込むと、ここで見えてくるのが精神障害の方の退院になってくる。それは活動指標の選び方の難しさだとは思いますが、精神障害の方の実績があったとしても、この入所者の地域移行には実は反映されないんです。あくまで入所者の減をカウントするのが、この目標1に当たります。退院促進は目標1に該当しません。

○**村川会長** 退院については別というのか、都道府県のレベルでカウントされると、そういうことですね。よろしいでしょうか。

ほかに何かございましたら、どうぞ。

きょうのこの議題は、ある意味では予告的なものでありまして、実質的には次回といたしますか、28年度に入ってから第1回の協議会で正式に提案が区のほうからあると思いますので、その際にまた御議論をいただければと思います。この枠組みということで、こういった作業にPDCAのサイクルに入っていくということの確認でありますので、きょうはちょっと議題が多いものですから、特にほかにございませぬようでしたら、一旦一区切りとさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、2つ目の議題であります。これも28年度に入りましてから、障害者生活実態調査が予定をされております。

この関係について、それではまず、事務局から説明をお願いいたします。

○**障害者福祉課長** 障害者生活実態調査については、第1回の専門部会、第2回の専門部会、2回にわたりまして、専門部会の委員の皆様にご検討をいただきました。ありがとうございました。資料の2と3で説明をさせていただきます。

まず資料2ですけれども、専門部会で検討いただいた内容をまとめています。調査は4種類。1番、在宅の方、2番、施設に入所している方、3番、18歳未満の方と保護者の方、4番がサービス事業者。

1の在宅の方は、層別抽出調査とあって、多様な障害種別ごとの御意見や生活実態が把握されるため、少人数しかいらっしゃらない障害種別の方からも回答が得られるよう、配慮を

行ったサンプリングを行っていききたいというふうに思っています。2の施設入所、3の18歳未満の方と保護者の方、4のサービス事業者は悉皆調査という形になっています。

全体で25年度と同様、発送数を6,000件程度という予定でいます。調査期間が11月から12月にかけての1カ月間というような予定でいます。

代筆、代読等の記入支援というものを25年度やりまして、今回も区役所の本庁舎、区立障害者福祉センターで調査期間を通してずっと行っていききたい。手話通訳者を配置して、聴覚障害者に配慮した記入支援の機会も、本庁舎と視覚・聴覚障害者交流コーナーで日程を決めて実施するというような形で予定してございます。

続きまして、資料3です。

第1回と第2回の専門部会で意見があったもの、それが丸の中に書いてあります。2番のほうは、今後の話題となるだろうところというような形で、障害者差別解消法の関連では、施策に反映させるため、次の計画の中でそういったことを記入していく必要があると。それから、障害者総合支援法の3年後の見直しの検討が今行われていまして、主なところがポチで挙げられているようなところですけども、そういったものも入ってくる。それに向けて、本来ならば質問を新設したりすることが必要になってくるんですけども、今現在そのことがどういう方向か、特に3年後の見直しというのはまだしっかり公表されていけませんので、国の動向をにらみながら、これからまだ質問の項目を考えていく必要があるのかなというようにございまして。

これを第2回の専門部会で検討というような形でお願いしまして、出た御意見をここに書いてございます。在宅の方の調査対象について、抽出方法、有効回答が得られるサンプル数にする必要がある。高次脳機能障害、発達障害の方の個別の聞き取り調査というのもやったほうが良いというように形で、それも継続する予定ということと、18歳未満の方と保護者の方については、手帳を持っていない方、発達障害についても実態把握ということが必要なのではないかというような、ここに書いたような御意見が出されたというようにございまして。

すみません、ここの中で書類の訂正なんですけれども、ポチの下から2つ目ですね。通級学級利用児というところは、まなびの教室という形で今年度から表現が変わっているそうなので、訂正をお願いいたします。

説明は以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま資料の2及び3によりまして説明がございましたとおり、平成28年度に入りましてからの障害者生活実態調査の進め方、その概要等ということでありまして、基本的にはもうおわかりと思いますが、4種類の調査を行うということで、時期的には本年11月中旬から12月上旬ころということをございまして、6,000人の区民の障害のある方々にお尋ねをするということでもあります。

資料3のほうで、先日行われました専門部会などで意見が出ておりましたので、その関係など、また今後、国の動き、総合支援法の3年の見直しということが予定されているということで、まだ詳細はわからないわけではありますが、今後の段階で内容が煮詰まってくると思われまので、そうしたことも反映しながら取り組まれます。

また、発達障害や高次脳機能障害の方については、調査は行われるけれども、場合によっては個別のいわゆるヒアリングといたしますか、聞き取り調査も予定をするなどということではありますが、それでは、この生活実態調査につきまして、各委員の方々から御質問、あるいは御意見でも結構ではありますが、どうぞお出しください。

いかがでしょうか。金子さん、どうぞ。

○金子委員 視覚障害の金子です。

まず、資料3の差別解消のことで、主催者側によってもそれぞれ違うと思うんですが、我々視覚障害の場合は、全体的な環境の状況がわからないということで、私が主催者側に回っているときは、まず全体の、きょうはどういう人が来ているというふうに報告、もしくは自己紹介させているんですが、やはりいろいろなところの場面を見ると、個人情報ということがちょっとネックになっていて、それで例えばいろいろな講演等々があつて、写真の撮影ということで、一人、二人、拒否している人がいるとなると、そうするとそれに伴って、参加者の名前すらも言えなくなったというのが多々あるので、こういう場合の合理的配慮というものは、一人、二人の意見が大きく左右するのか、全体的な要望を主にするのか、ちょっとその点をどうしたらいいものかなと思って、ちょっとこの合理的配慮のところ。話がわかりにくいだろうと思うんですが。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。障害者差別解消法が実施されていきますので、そこにおける合理的配慮という事柄の扱い。調査の予定としても具体例を想定しながらお尋ねをしていくという構え方になっておりますが、特に視覚障害の方々への配慮も含めて、現段階で事務局のほうで考えていることがありましたら、説明をお願いいたします。

○福祉推進係長 福祉推進係の小林と申します。

今、金子委員がおっしゃった内容につきまして、確かに一般的に、例えばこの推進協議会でもそうですけれども、名前を一般的に公にするような集まりのとき、こういうときには、今、状況的には各それぞれ委員のところに名札が、名前の何々委員というような名札があるんですけれども、それが当然、視覚に障害のある方にはわからない。そういったようなところで、事前にきょうの委員は何々委員が来ていますよ、何々委員が欠席していますよというのを視覚の障害のある方に事前にお伝えするといことは、これは合理的な配慮の一つかなというふうに考えます。

また、公に名前をしないようなときとか、そういったような場合に、こういった方が来ていますよということで、例えば事務局サイドで名前は聞くけれども、それは一般的には公にしておきませんので、そういったようなときには会場の雰囲気をお伝えするということはあるかと思いますが、個別のお名前等は伏せていくような会議もあるかなというふうに考えております。

○村川会長 金子さん、どうぞ。

○金子委員 わかりました。

とかく視覚障害は、どういう人が来ているのかな、いろいろのことで交流の場とか、いろいろの点があるんですが、いろいろな会合に出ましても、やはりその主催者側が、一人、二人の結局は拒否を中心になっちゃうと、全体的な流れがわからないという意見が出てきたのでね、私も全然見えない人の立場を考えると、皆さんは確かに名札とか、それから顔で、どなたが来ているなというのはわかると思うんですが、見えない人から見れば、全く隣にいる人が誰だかわからないということで、よく視覚障害の場合は必ず自分をPRするために、「うん、うん」とかいろいろして、「ああ、あの人が来ているな」というので判断しますが、そういうふうにやっている人もいれば、さまざまな手法で結局は自分をPR、もしくは相手を知る手段としていますが、全体的にそういう紹介もあってもいいんじゃないかなという意見が多々ありましたので、ちょっとこの場をかりまして、お話した次第です。

私自身はいろいろな立場上として、必要性があるかないというのは多少判断できますけれども、全然見えない方にしてみると、そうかなという一例を挙げただけにすぎないです。了解しました。以上です。

○村川会長 御了解いただけただけということでありますので、ありがとうございます。

関連して、ちょっと私のほうから事務局にお尋ねしたいんですが、視覚障害の方々に対す

る配慮というか、例えばきょうの会議の持ち方も基本的には委員共通で、いわゆる墨字とい
いますか、文字で書かれたペーパーとして一通り配られているわけですが、場合によっては
というか、点字のプリントその他ですね、そういうことが、きょうの会議というよりも、11
月に行われる調査の時点で、視覚障害の方々に対してはどのような配慮として行われるのか、
あるいは読み上げ形式になるのか、そのあたりを説明ください。

○福祉推進係主査 事務局です。

視覚聴覚に障害のある方を委員としてお呼びしているときに、視覚聴覚の委員であれば、
墨字文書で大丈夫ですかというのを委員の就任の時点では確認しております。聴覚障害の委
員につきましては要約筆記がよろしいのか、手話がよろしいのかということで配置している
者が変わるというようなことが推進協のほうでも既にあったことでございます。

生活実態調査につきましては、視覚障害の方に配慮しまして、点字版調査表、音声版調査
表、音声版はカセットテープが使いやすいという方、デジジーというCD形式の音声録音再
生機器のほうがよろしいという方がいるので、そちらをつくってございます。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。できるだけ配慮された形の実施をよろしく願いた
いと思います。

ほかにございますでしょうか。

岩田さん、どうぞ。

○岩田委員 岩田です。資料3の下から5行目なんですけれども、18歳未満の方と保護者の方
というその項目の中で、障害者手帳不所持の障害福祉サービス等利用児、それからまなびの
学級利用児の調査というふうに書いてありますけれども、この方々のお名前とかを把握する
のはどういう方法をとられるのでしょうか。

○村川会長 それでは、事務局からお答えください。

○福祉推進係主査 障害福祉サービス等の利用児につきましては、実際今、児童福祉法上のサ
ービスで、放課後等デイサービスといって、小学校、中学校、高等部までオーケーの子ども
たちを集めた学童クラブや児童館に相当するような過ごす場、そこで教育的支援を受けられ
るものもあれば、独自プログラムでやっているところもあります。この放課後等デイサービ
スの利用をする子どもたちがかなり、手帳所持なしで申請につながる子が多く、そちらのほ
うは障害者福祉課が申請、支給決定の窓口になっておりますので、名前の把握が可能でござ
います。

まなびの教室のほうの利用児につきましては、こちらは所管が教育委員会になっておりまして、前回3年前の調査では通級学級というのが、拠点校とあって、新宿区内の学校の中で何校かだけに通級学級があったんですね。そのときは通級学級のある学校に書類をお願いして、そこを利用している子たちにお持ち帰りいただいて、親御さんに調査を御協力いただくというやり方でやっておりました。まなびの教室のあり方が今変わって、全校体制になってきますので、その配付の仕方などは新年度、教育委員会とも協力しまして、一番いいやり方を検討していきたいと思っております。

○岩田委員 わかりました。

この今回の調査が、障害を持つ方全員の実態やお気持ちを把握しようという目的で行われるのであって、なので全員の気持ちを聞きたいというのはわかるんですけども、例えばなんですけれども、既にもう障害者手帳を持っていて、その手帳で、例えば助成ですとかいろいろの援助を受けたりして、恩恵にあずかっているものは自分を障害者だというふうには認めていると思うんですけども、全く手帳を持っていない、そして就学したばかりのお子さんの親御さんだったら、障害者の実態調査という紙がもしぱっと来たときに、うちの子はちょっとほかの子とおくれているだけだと思っていて、障害者とはまだ思っていないのという方がいらっしゃるのではないかと思ひまして、ここはちょっとデリケートな部分ですので、その調査を依頼するとき、それからその調査書の冒頭部分などは、ちょっと丁寧に書いていかなければいけないなというふうに思いました。

○福祉推進係主査 すみません、事務局です。

そうした声が3年前の前回調査でも実はありまして、封書のほうには障害者実態調査への御協力依頼ではなくて、生活のしづらさアンケートへの協力依頼というふうに、タイトルのほうは配慮した名前に変えて出したんですね。今後また改めて新年度、よりよい方法というのを相談して、御検討を一緒にしていければと思います。よろしく申し上げます。

○村川会長 ありがとうございます。

関係の方々に配慮ある表現をとっていただく。基本的には手帳をお持ちの方など、障害のある方々のニーズといいますか、必要な事柄、生活実態を明らかにしていくということですが、しかしそのところを幅広く考えるべき面もありますので、教育委員会、各学校にも御協力いただきながら、可能な範囲でそのお子さんたちの状況について把握をしていくということも意味のあるところでもありますので、工夫をしながら進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかにありますでしょうか。

今井さん、どうぞ。

○**今井委員** もし審議していただけるようでしたらの意見なんですけれども、まなびの教室など新たに利用されている方々に対してのアンケートも行うということですので、ここにサービス事業者の方と書いてありますけれども、そういった中で教育機関の先生方の意見等々も集約できると、また実態調査をした意味が出てくると思いますので、別枠でも構いませんので、そういった意見なども集約していただければと思います。

以上です。

○**村川会長** 今の今井さんの御意見については、御意見としては受けとめさせていただきますが、この調査の基本的な性格は、資料の2にある(1)(2)(3)という、障害のある方々御本人が在宅であるか、施設入所であるか、あるいはお子さんの場合には保護者の方にお尋ねをするという調査が基本で、付帯的にサービスを提供する側ということだと思わね。ですから、教育委員会の学校の関係については、この協議会としては、きょうは御欠席ですが、教育委員会の事務局次長の方が委員として御出席ですので、学校教育の把握について、一つは委員としてのお立場からおっしゃっていただく面はあるだろうと。ただ、個々の学校の一つ一つの実態調査ということまでここでやるのかどうかということはあるので、学校教育の調査ではないというか、形式的な区分じゃないかというふうに思われるかもしれませんが、今後、議論の進め方によって、そこも必要だというお考えが強まれば、それも一つの、確かに教育サービスというか教育を提供して下さっているところということになると思いますので、きょうはちょっと中澤委員さん御欠席ということもあるので、この場で直ちに結論を出すということは難しいと思いますので、御意見としては承っていきたく思います。

ほかにございますか。

それでは、今後、これは28年度に入りまして、恐らく数回にわたって、この全体の協議会、あるいは専門部会を通じて、調査の進め方が具体的に明らかにされていくと思いますので、またその段階でお気づきの点など、御指摘いただければと思います。

どうぞ。

○**福祉推進係主査** 申しわけありません。資料4のスケジュールの御説明を差別解消法に入る前にさせていただきたいと思ひまして。お手元に皆さん、資料4、A4横のスケジュール表を御用意くださいませ。

こちら28年度の生活実態調査及び協議会開催スケジュール（案）とさせていただきます。推進協議会としましては、全体会を年度内3回、専門部会を4回程度開催したいと考えております。上段の表が生活実態調査の表です。5月に設問項目の検討、7月に調査票案の検討と第1回推進協への調査票案の提示。第3回専門部会で調査票案の検討の2、10月には調査票案の確定を第2回障害者施策推進協議会で行います。それから印刷に入りまして、11月半ばまでには調査票の発送、12月上旬を回収の目途といたしたいと考えております。

年明け1月に集計・分析、速報値の報告を第4回専門部会にいたしまして、第3回全体会、2月ですね、ちょうど今から1年後ぐらいの全体会に集計結果の報告と報告書案の確定をさせていただきますと考えております。

生活実態調査以外にも、28年度の推進協のその他協議事項としてございますのが、第4期障害者福祉計画P D C Aサイクルの前年度実績確認と評価、計画の見直しということ。障害者の地域生活支援体制、こちら第4期障害福祉計画の成果目標の2つ目に相当するものがございます、こちらの検討。障害者差別解消支援地域協議会、こちらは差別解消法の施行に伴って地方自治体で検討せよとされております協議会の体制の構築についても、28年度、推進協で御審議いただきたいと思っております。次は次期障害者計画・第5期障害福祉計画策定を見据えての協議。これは生活実態調査の協議とリンクしてくると思うんですけども、こういった事柄を1年をかけて協議をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま資料の4によりまして、28年度に入りましてからのスケジュール、生活実態調査の流れ、そしてこの協議会、あるいは関連施設専門部会の予定ということでございます。日程的なことはまたその都度確認の上、進められていくことと思いますが、おおよそというか、こういった流れで進んでいくということを御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本日3番目の議題であります。新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための対応についてということで、障害者差別解消法に基づく区役所としての取り組みなどを中心に説明をお願いいたします。

それでは、課長さんからどうぞ。

○障害者福祉課長 では、新宿区における障害を理由とする差別解消を推進するための職員対応要領というような形で、皆様にも御協力いただきまして、案という形で今進めております。

1 ページ目、2 ページ目が職員の対応要領で、3 ページからは新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領の施行に関する要綱という二本立てで今考えてございます。これは法と、国の基本方針に則してつくってまいりました。第2条のところでは、職員というものを、非常勤職員、臨時職員といった方も一緒に入っていますよというような形で定めております。

第3条で、ここで定めなさいというふうに国のほうで言うておりました（1）不当な差別的扱いに関する基本的な考え方及びその具体例、（2）合理的配慮に関する基本的考え方及びその具体例をここでは簡単に言っています。3 ページの要綱の第2条、この事項は別紙のとおりとするとなっていて、4 ページからのことがずっと最後まで続いていくというような形のつくりになっています。

また戻っていただきまして、2 ページ、職員の責務の後、第6条、相談体制の整備ということで、ここで相談体制を整備すると言っています。

第7条、研修及び啓発については、研修及び啓発を行うものとするということだけをおっしゃって、これもまた3 ページのところを見ていただきまして、第3条のところ、相談の窓口、広聴の担当の窓口だったり、障害者福祉課だったり、既存の窓口のところ、職員の対応というようなことがあればお寄せくださいという形で、このことに限らず、ふだんから区民の方に意見を伺っているような窓口というような形でつくっております。

第4条では、研修は総務部の人材育成等担当課、研修を担当している部署なんですけれども、そこと私ども障害者福祉課のほうで協議をして決めていきますよという形で言っています。ここに書いていないんですけど、具体的には年に1回から2回程度、職員に対しての研修を行っていくというふうなつもりで準備をしているところです。

4 ページ目以降を御確認ください。既に皆様は内閣府等の対応要領というのを御覧いただいているかと思えます。基本的にこの2つのことについては同じような構成になっておりまして、不当な差別的扱いの基本的考え方、具体例というような形で続いていきます。具体例についてはちょっと枠を設けたりして、少し目につくような形でつくっております。

5 ページの5、合理的配慮の基本的考え方というところから続いていきまして、6 ページの下の方の5というところを見ていただきたいんですけども、区の業務は、職員がやること以外に、委託だったり指定管理者というような形で公の施設を運営していただいておりますので、そこで対応に大きな差異が生じることがないようにということをここでうたっております。

7ページからが合理的配慮の具体例です。これは8月以降、障害者の団体の皆様に御協力いただいたアンケートだったり、区の庁内に向けてのアンケートだったりというようなことをまとめて、内閣府のほうであった具体例も加えてつくっていきました。皆様のところにも以前お見せしたのか、どうだったか、いろいろなところにいる御意見をいただいているのですけれども、そういう形でやったものをつけています。

一応、合理的配慮の具体例というのは3つのカテゴリーに分かれます。物理的環境への配慮の具体例、8ページのところが意思疎通の配慮の具体例、9ページの下のところ、ルール・慣行の柔軟な変更の具体例と、3つのカテゴリーに分かれています。私どものほうでは、障害種別ごとにやったほうがわかりやすいのかなと考え、こういう形でまとめてみました。

まずは、資料5については以上になります。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま資料5によりまして、新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための対応要領ということで、おわかりのとおり、資料5の1ページ目に、区長さんのお名前以下のこの対応要領の基本の部分、それから3ページのところが資料5-2となっておりますが、障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領の施行に関する要綱と、より具体的なところで、特に今説明がありましたとおり、第2条の差別の禁止に関する基本的な事項、この後の別紙で示されている点、並びに相談体制の整備等ということが重要でありまして、別紙についてはもう私のほうからあえて繰り返しません、5ページの中ほどからでございます「第5 合理的配慮の基本的な考え方」、この5ページから6ページにつながっておりますが、そうしたことを踏まえつつ、7ページの中ほどからでございます「第7 合理的配慮の具体例」ということで表の形となっているわけでありまして、全ての障害のある方に関連のある部分、身体障害者、あるいは項目によっては知的障害の方、あるいは精神障害の方、それぞれの場合を想定しまして、物理的環境の関係であったり、意思疎通ですね、いわゆるコミュニケーションの関係であったり、あるいは慣行といいますか、従来行われておりました手続等などへの柔軟な変更というようなことで例示がなされているわけでありませう。

一通りまとまった形でありますので、恐らくは4月から実施ということかと思いますが、それではこの関係につきまして、御質問、あるいは御意見をお出しいただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。

最初に春田副会長から、全体を御覧いただいた、あるいは具体的でも結構ですが、どうぞ。

○春田副会長 専門部会で協議をいたしましたけれども、この4月からというタイムスケジュールがもう組まれているわけですが、きょうの東京新聞の1面に、次の資料6にかかわることですが、この協議会が全然できていないという指摘があって、DPI日本会議というところの佐藤さんという事務局長が大変厳しい意見を述べている記事だったんですね。それで、果たして差別解消ができるのかと、この国はというような指摘があったわけで、それを、障害当事者からかなり評判がよくないというか、大変不安を持っている、危惧されていることが多いということですので、なるべく早く、組織なるものはちゃんと立ち上げるものは立ち上げて取り組まなきゃいけないだろうと。窓口を設けるなら設けるで早くやるとか、そういうことを急ぐ必要があるんじゃないかなと思いました。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

まだまだ取り組むこととして不十分ではないかという新聞等の指摘があるようでございますが、ちょっと急な指名で申しわけないんですが、きょうは東京都の心障センターの藤井所長さん、ちょっと御欠席なんですが、国の関係の機関としてハローワーク、新宿公共職安の磯部長さん、それから東京都中部総合精神保健福祉センターの野津所長さんがお見えなので、国あるいは東京都の機関ではこういった事柄への取り組みというのは進んでおられるかどうか、少し参考にお伺いしたいんですが、磯さん、いかがでございましょうか。

○磯委員 ハローワークの磯でございます。

私ども国の職員、各省庁で同じような対応要領ということで定めるように、法律の中でも9条にも載っているところでございます。厚生労働省のほうでは、ホームページの中でも職員の対応要領ということで、11月のたしか27日付ぐらいに、同じように要領を策定いたしまして、それをホームページにアップをしている状況でございます。参考に見ることもできると思いますので、一応念のためお知らせだけさせていただいております。

あとは、ハローワークといたしましては、企業様向けにはいろいろこの差別解消にかかわる合理的配慮、ここの部分についてセミナーだとか、そういったものを含めてQ&A、こちらを発出させていただいて、御説明をさせていただく。ただ、まだ事例が何分ないものですから、正直なところ、手探りの部分もあるというところの中で、事例が出てこないとわからないというところも正直なところはございます。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。ハローワークさんのほうで、これは国の機関という性

格もありますので、厚労省が示されている要領なり、特に企業の方々への御指導といいますが、合理的配慮にかかわる点など進めておられるということでしたが、急な指名で申しわけありませんが、野津先生、いかがでしょうか。

○野津委員 前ははまだ、東京都としての対応はまだこれからというなお話もありましたが、その後、大分進んでまいりまして、目につくところと言うと、福祉保健局の障害者施策推進部という部がございますが、そこでこの差別解消法の対応の部署がございまして、一、二週間に1回ぐらいでしょうかね、全職員に対して「差別解消通信」というのを送ってくれるようになっております。そのようなことを初め、少しずつ、特に職員に対しての法律の意義とか、趣旨とか、そういうものを浸透させていくということに取り組んでいるところでございます。

また、これは私の事業所が単独で行うんですけれども、ぎりぎりになっちゃいますが、3月末に職員に対する研修会を行うということにしております。今のところ、そのような形です。

○村川会長 どうもありがとうございました。

東京都のほうでも、都庁のほうで差別解消通信ですか、都庁職員の方々への働きかけといいますが、通達的なものが出たり、個々の事業所ごとに取り組んでいただいているというお話でありました。

新宿区としてはかなりまとまった形で、この間、区役所のほうで精力的にお進めいただいて、きょう我々が見ていますような対応要領など、あるいは合理的な配慮を必要とする場合の例といったようなことも示されてきておりますので、どうぞ、各委員から何か御質問、あるいは御意見でも結構であります、いかがでしょうか。

どうぞ。

○古澤委員 私は地域で民生委員をやっております、古澤と申します。

どこで質問したらいいかなと思って、ちょっと考えてはいたんですけども、地域でも今、ヘルパーさんの不足ということで、高齢者総合相談センターなんかにも声をかけても、こういう場合は回していただけないだろうとか、ヘルパー不足というのはとても今後深刻になっていくと思うんです。高齢者がふえていきますし。

それは国でもそうですし、全国的にそういう声が聞かれるんですけども、私、ちょっと身障者のグループホームで、たまたま苦情解決の第三者委員というのを仰せつかりまして、グループホームのホーム長さんとも、会議をしていて、グループホームに来てくださるヘル

パーさんが、もう年々かなりきつく減り続けているということと、それに伴いまして、女性ヘルパーさんがゼロ、全く来てもらえない危機に陥っているということを聞きました。

といいますのは、生活をされている女性の方もいらっしゃるわけで、例えば入浴のときとか、女性に対しては女性が介助していただけなかったらどうなるんだろうという話を聞きまして、それで先ほど今井委員さんと山口委員さんにも話をお聞きしたんですけれども、これは無理な話でと言われまして、ここでストップしてしまうという、やっぱりこういうところを出さないと、今後の大事な課題として取り入れていただきたいと思います。ここで、困ったなだけでとめますと、ますます先が見えてきませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

議題としては差別解消ということではありますが、関連して、今、古澤委員さんからも御指摘がありましたように、この分野における人材不足といいますか、ホームヘルパーの方々を確保するということの難しさがあるということで、これは事業所レベルの問題点もあろうかと思いますが、これは東京都なり、国なり、広域的にやっていただく必要もあるでしょうし、余り私の意見を言ってもいけないんですが、ずばり言って、高齢者のほうは残念ながら昨年4月、いわゆる介護報酬がおおよそマイナス3%、マイナス5%というようなことで、なかなか介護に従事する方々への待遇改善が余り進んでいない。これは国のほうの問題点ということもあるかと思いますが、世の中全体が今、人口減少社会というふうに言われていることがあるので、これは新宿のことでは全然ないんですが、私の仕事の性格上、地方都市へ行ったり、特に西日本、九州とかそういうほうでの研修会を頼まれて、逆にお話を伺うと、社会福祉法人などが求人募集をかけても、1年間たっても誰一人として、これは施設の介護職員、あるいはホームヘルパーの方、主に高齢者分野ですが、というような人材不足も聞いておりますので、やはり障害のある方々に対応する、今、古澤委員さんのお話にもあったようなグループホーム等も含めて、人材をどう確保していったらよいのかということですね。

これは一つ前の議題であります生活実態というあたりも含めて、切実な必要とされるサービスと、またその担い手の方をどうやってしっかりと確保していくのかという、極めて基本的な問題が横たわっておりますので、きょうは部長さん、課長さんも御出席でありますので、民間の方々、事業所にも調査のほうは投げかけられますので、そういったサービスの人材確保というあたりについて不安がないのか。現状がどうなのかということから出発をして、あるいは問題を解決するためにはどうしたらよいのか。また、事柄を進めていくためには数

限られたヘルパーさんたちとはいえ、このたびの差別解消という趣旨をしっかりと理解をしていただいた上で、障害のある方々に対して適切な対応を確保していただくということが基本ではないかと思われまますので、これは区のほうからお答えいただくということもありますが、委員として御出席の、急な指名で申しわけありませんが、社会福祉協議会事務局長の伊藤委員さん、どうでしょうか。議題としては区役所における職員対応要領から始まったんですが、まだまだ区内で人材不足があるんじゃないかという御指摘もありましたので、そのあたりも含めて、課題をどう対処すべきかというあたりで、よろしければお願いいたします。

○伊藤委員 社会福祉協議会の伊藤でございます。

介護の分野、あるいは子育ての分野でもそうだと思うんですけども、さまざまな施設、あるいは地域の中で活動、労働として活動していただける方々の人材不足というのは非常によく聞く話でございます。それはそれで、きちんと施設には定数というのがありますので、きちんと定数が確保されなければ、そこに本来お入りになれる方々もお入りになれないという状況もありますので、一定の努力はなさっていただきたいと思えます。

それを補完するといいますか、そういったところだけではないところで地域の方々というのは生活している場合も多くありまして、地域の方々を地域の人たちで支え合うということも一方ではとても大切なことだと思いますし、法律とか条例とかさまざまなところのサービスだけでは十分な日常生活が可能でない場合もございます。

私ども社協では、そういった地域の支え合いというところを非常に重視して、できるだけ、本来必要であるけれども、介護保険とかそういったところでは十分じゃないような、あるいはそこでは対応できないようなことを地域の力でやっというふうなことで、さまざまな人材の育成とか、それから困った人の困り事に対応してくれる担い手ですね、地域の中の。そういった方々を確保し、それをコーディネートするというような役割も私どもは重要ではないかと思っておるところでございます。

そのために、地域のさまざまな人材の中でもボランティアとして活動していただける方、民生委員の方なんかはもちろんそういう役割を十分担っていただいているわけですが、地域のキーパーソンとして、そういうことだったら自分にもできるというふうな方々をまとめてくださるような、地域コーディネーターというような役割を果たしてくださる人も、例えば町会や自治会の方であったり、民生委員であったりする以外に、やれることはやるという方々をどんどん発掘していく必要があるかと思っております。そういった役割を今後ますます私ども社協も中心となってやっていく必要があるかと思えます。

よく自助とか共助とか言われますけれども、最近言われるのは近助というような、そういった助け合い、それも大事ではないかということが言われていますので、そういったところの人材の活用の中でも、地域の生活がより豊かになるようにやっていくことが大事ではないかと思っております。可能な限り努力していきたいと思っております。

○赤堀委員 会長、よろしいですか。

○村川会長 はい、どうぞお願いします。部長さん。

○赤堀委員 福祉部長、赤堀です。

区のほうの取り組みでございますけれども、非常にヘルパー等の人材不足、深刻な問題だと認識しておりまして、今までヘルパーさんの資格取得について助成制度を設けておったんですが、来年度からさらに拡充をして、よりたくさんの方々がこれを使って資格が取れるような、また資質向上が図れるような形で取り組みを始めて、進めております。

それと今、ハローワークさん、あるいは大学さんと連携をして、そういう方が学んだり、あるいは仕事を探していらっしゃる方と施設を結びつけるような、そういう仕組みをつくっております。若干ずつではございますが、実績も上がってきておりますので、そういったことで、なるべく不足している部分について人がきちんと確保できるような取り組みを、区としても責任を持って進めていきたいと思っております。

それから、都のほうも新年度から福祉施設に職員用の宿舎をつくった場合に補助金を出すというような制度も新しくつくられておりますので、主にどちらかという高齢者の介護の部分が多いんですけども、障害者の方の対応についても人材不足にならないように、区としてもしっかりと進めてまいりたいと考えています。

○村川会長 ありがとうございます。

人材確保に向けて区のほうでも取り組みが強化されるということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これも急な指名で申しわけございませんが、副会長の片岡先生は、品川区のほうの介護の専門学校の校長さんというお立場もあるようですので、なかなかこの介護の人材といひますか、高齢者分野もありますけど、障害にかかわる人たちの育成ということも御苦勞も多いかと思ひますが、何かお気づきの点がありましたらどうぞ。

○片岡副会長 すみません。私はちょっとほかの区で、社会福祉協議会が介護福祉士を養成する学校を、区からお金をもらって運営をしているところにちょっとかかわっております。

システムとしては、地域の介護人材を育成するために介護福祉士を取りに、専門学校でご

ございますので、高卒の方はもちろん、それから社会人の方、いろいろな年齢の人も、あるいはハローワークのほうからいらっしゃる方も中にはおいでになるんですけれども、2年間の間、授業料がほとんど無料で授業が受けられるという就学資金というのを出しております。

学生の9割はそれを使っておりまして、その就学資金を貸与して、地域で3年間、地域の社会福祉法人とか福祉施設とかで働くと、3年働けば返さなくていいと、給付になるというシステムをこれで20年やっておりまして、それでも実はなかなか介護福祉士になろうという人を得るのが十分にはいかないのでありますけれども、もう今までに700人ぐらいの卒業生を地域に供給しております。給与の先払いみたいなのところも実はあるわけですが、システムとしては、ある意味では大きな意味があるというふうに考えております。

それから、先ほど部長さんがおっしゃったような、地域の御近所の方、あるいはちょっと助け合いをしてくださるような方への講座とか、それから施設で働いている方が今度からは介護福祉士の資格を取るのに研修を受けないと試験が受けられないというような、どんどん今、厚労省が難しくしていますけれども、質の向上ということですが、そのための講座などもその学校でたくさん開校して、とにかく人材育成ということについてはかなり力を入れているところもあるということで、ちょっと御紹介だけですが、よろしいでしょうか。

○村川会長 ありがとうございます。

古澤委員さんからの御発言をきっかけに、この福祉の人材、もちろん区として現にお仕事をなさっている職員の方々などの障害のあるの方々に対する差別な事柄があってはならないわけであって、差別解消に向けた取り組みということの重要性は方向としては明らかになっておりますが、やはり何といても、障害のあるの方々にかかわりを持つ福祉の専門職を初め、あるいは介護なりいろいろお世話いただくスタッフの方々、ボランティアさん、あるいはまた区民の方々にもいろいろと御理解をいただいて、御協力いただく。あるいは参加をいただく。そういういろいろな角度から障害のある方々を支えていく仕組みというものを進めていかなければなりませんので、議題としてはこの差別解消ということであるわけですが、もう既に次の機能、また計画ということも間もなく議論に入っていかなければなりませんので、そういうところではやはり人づくりというのか、研修その他も含めて、いろいろなチャンネルでもって障害のある方々を支えていく、そのあり方をやはり区内で具体的にどうやって実現をしていくかということをはっきりと示していければということとして、一つまとめさせていただきます。

きょうは区のほうからも資料5、あるいは資料5-2ということで示されておりますので、

この関係で、どうぞ何か御質問、あるいは御意見がございましたら、引き続きお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 私は、差別解消法のために職員の研修をするというのはとてもいいことだと思いますし、職員対応要領に丁寧に事例まで書いてくださって、とてもわかりやすいと思いました。

ただ、私はもう少し期待をしています。差別解消をするんだったら、一つは区民に対する、いわゆる講演会とかも必要だと思います。しかし、やりやすいのは学校教育とずっと前から思っていて、とにかく差別に対する学校教育を、保健センターの方々がパンフレットをつくってくださっているの、それを利用してほしい。教育委員会の方が今いらっしゃるの、とても残念ですけれども、差別解消ならば教育を大事にしたいというところをぜひ御理解いただいて、区として学校を動かしていただきたい。教育委員会をぜひ動かして、いろいろな差別に対する教育をしっかりといただければと願っております。

○村川会長 ありがとうございます。

資料5の冒頭にも、区長さんの名前のほかに、ここでは教育委員会事務局という表現にはなっておりますが、事務局だけなのかということもありますので、各学校も含めて、一つ差別解消を徹底していただきたい。きょうは残念ながら中澤さん、事務局次長の方が御欠席ですので、福祉部のほうからよくお伝えいただきたいと思いますが、あるいは事務局で、教育委員会の方、どなたか見えていますか。それじゃ、何かございましたらどうぞ。

○教育支援課長 教育支援課長でございます。

今御指摘いただいたのは非常に大切な視点だと思っております、我々のほうでも、学校教育の中ということでございますけれども、当然、児童生徒についても教育をしていくんですけれども、まずは学校の先生も含めてやはり考えていかなくてはいけないテーマだというふうに思っております。

我々のほうでは、研修資料といったような形で、来年度からまなびの教室というのもさせていただく関係もございましたので、この辺の合理的配慮でありますとか、差別解消法のことでもありまして、そういう部分を含んだ研修資料のほうをつくらせていただいて、各学校のほうにお配りをさせていただいているところでございます。一つ一つは5分から10分といったような短いタームでできるような形のものを、職員会議の前にちょっとやってくださいというような部分も含めて、今活動をさせていただいております。

今、委員御指摘のそういった部分についても、今後どういうふうな部分が効果的にできるかというのは重々考えて対応していきたいと考えてございます。

○村川会長 どうぞ。

○赤堀委員 ありがとうございます。

今の関連で、こちらの計画の102ページのほうに、個別施策の35で障害理解教育の推進というのがございます。こちらのほうで今御指摘があったような学校教育の場での理解促進とか、あるいは教職員に対する研修等々掲げてございますので、この辺をさらに進めていくように教育委員会でも十分連携をとって、また区全体としてお子さんの障害についての理解促進、これについてはしっかりと進めていきたいと考えております。

○村川会長 ありがとうございます。

今、福祉部長さん、それから教育委員会の課長さんからお話がありましたが、まずは教職員の方々に趣旨を徹底していただく、研修を徹底していただくということから、その上で、子どもさんたち、児童生徒にもよい趣旨が伝わるような、そういう御努力もお願いをしたいところであります。

それでは、本日、区民代表委員といたしますか、お二人御出席でありますので、志岐さん、藤巻さん、この関係について何か御意見。

どうぞ、志岐さん。

○志岐委員 志岐でございます。

これは事務局のほうへ尋ねたいんですけども、この法律を受けての訓令と、あるいは要領等、非常によくできていると思うんですけども、国からのそういう法律とか、あるいは東京都の各条例等、この関係について実施に向けてのそういうふうな準則とか、あるいはモデルとか、あるいは指針とか、こういうものを受けてやっているのでしょうか。それとも区独自の形で、そのまま関係法令を受けて、そのまま区に対応するためにどういうふうに起案したらいいかということでやられたのでしょうか。

というのは、地方自治体によって、やっぱりこの取り組み方というのはばらばらで、もちろんその自治体のローカルといいますか、特色を入れて、それぞれ対応するとは思んですけども、しかし、大きなばらつきがあるというのはまたいかがなものかと、そういうふうに思うわけですね。ですから、どういうものに基づいて、こういうふうなものがやられたのか。もし参考になるようなことがあれば、その辺についてお尋ねしたい。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

それでは、事務局からどうぞ。

○福祉推進係長 福祉推進係の小林と申します。

今、委員のおっしゃるとおり、国では障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針というのを昨年策定いたしました。この基本方針には、民間である部分と、地方公共団体の部分と、いわゆる全国的にやはり障害の差別的な取り扱いの考え方ですとか、合理的配慮とはどういうものか。これは全国的に差があってはならないものなので、国のほうで閣議決定を受けまして、こういう方針を策定した上で、国にしる、地方公共団体にしる、主務大臣が各分野別、民間事業者を含めたガイドラインにしましても、基本的に同じ考え方、同じ文言等を使いまして、一律に対応要領というのを作成しております。

○志岐委員 わかりました。ありがとうございました。

○村川会長 ありがとうございました。

よろしければ、どうぞ。藤巻さん。

○藤巻委員 区民代表の藤巻と申します。

私は障害者施策については、まだ去年から入らせていただいて詳しくはないんですけども、日ごろ、高齢者の傾聴とか、そういうボランティアをさせていただいて、けやき園に伺わせていただいたときに、社会福祉協議会からも、けやき園の高齢者に対しての傾聴をお願いしますということで参加し、活動させていただいていたんですが、けやき園の上の階に入所されている障害者の方が、時間によっては下のフロアにおいてこられるんですね。しかし、私たちボランティアは、高齢者の傾聴のボランティアなので、そういう方々との接点というのはないんですね。

そのときに、どうなんだろう、私たちが区民として、こういう方々の何かお手伝いができるといいなと漠然と思っていました。先ほどヘルパー不足とか、そういうことが出てきましたが、確かに一般区民だとなかなか障害者の方々にどうやってかかわって、ボランティアとしてかかわっていったらいいのかなということを感じていたことがありましたので、今回この協議会に入らせていただいて、何かそのあたりが広がっていく方法があればと思いつつ、参加させていただきました。

ただ、ちょっとこれは意見にはならないかもわかりませんが、ボランティアという形で区民の間にも広がっていったらいいなと思っております。

○村川会長 ありがとうございました。

けやき園で傾聴ボランティアをなさっているということで、その中での一つの場面として、けやき園には確かに障害の重い方々が入所されておりますので、この交流というふうに言っているのか、何となく場面的に御一緒になったということで、これはけやき園のほうの運営方針もあるのかもしれませんが、また、よい意味での交流のようなことをしていただければ、なおありがたいということでもありますので、関係者の中でそこを深めていただければありがたいことと思います。

ほかにいかがでございますか。岩田さん、どうぞ。

○岩田委員 先ほどの加藤委員さんの御意見に関連するんですけども、資料5-2の職員対応要領の施行に関する要綱の第4条なんですけれども、職員研修のところですが、まだこれからこれは考えていかれるというふうに説明がございましたけれども、私は新宿区立区営の最後の通所施設に子どもを通わせていたものでして、当時は区の職員さんがその施設の職員さんでもあって、人事異動があると、とんでもない畑違いのところからやっていらして、車椅子の押し方もわからないような方が、3年、4年たつうちに福祉の現場というものに慣れて、そしてまた異動で戻っていかれるというような、そういうような交流があったわけですが、もう区立区営でなくなって以降はそういうことがございませんので、ぜひこの研修の中には、例えば講話や講習といった座学だけではなくて、現場の実地での実習のようなものも入れて、ぜひ人事交流というか、人材交流も入れていただければなというふうに思いましたので、要望です。お願いします。

○村川会長 それでは、御意見、要望ということでもありますので、区のほうでも要望として受けとめていただければと思います。

あと私のほうからも、きょう、このようにして区としての対応要領がまとまってきておられますので、やはり区内の福祉関係施設を運営されている社会福祉法人などにも、機会を見て、それぞれの法人の方針というものもおありかとは思いますが、先ほど社会福祉協議会のお話もございましたが、特に障害のある方々にかかわる仕事支援センターの関係とか、あるいはまた、区内の福祉施設を運営の事業所などにも一定の働きかけをしていただいて、それぞれからこの差別解消に向かって積極的に取り組んでいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、時間の関係もありますので、ほかに特段ございませんでしたら、この関係については一区切りとさせていただきます。次の第4の議題であります重症心身障害児等在宅レスパイトサービスについて、まず事務局から説明をお願いいたします。どうぞ。

○障害者福祉課長 会長、すみません。その前に、議事（3）のところで、先に資料5だけを説明させていただきました。これから資料6のほうで、先ほど春田委員からもありました地域協議会について補足説明をいたします。

○村川会長 そうですね。資料6をお願いいたします。

○障害者福祉課長 では、新宿区障害者差別解消支援地域協議会について御説明をさせていただきます。

この協議会というのは、区内に所在する障害者等から相談を受けることが想定されるような関係機関、相談事例等に係る情報の共有や協議を通じて、個々の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止の取り組みなど、差別解消のための取り組みを効果的、円滑に行うためのネットワークとして、私どもは新宿区障害者差別解消支援地域協議会というものを設置しようと思っているところです。

相談の窓口を新たにどこか設けるということではなく、それぞれ相談されるだろうと想定される窓口の人たちがこの協議会のもとに集まって、対応していくためのこと、今言ったようなことを協議しながら進めていこうという協議会というものを地方自治体がつくってくださいというのが、この法律によるところのものです。

所管事項というのは（1）から（4）、読み上げませんが、書いてあるとおりです。

今そういうことを想定して新宿区のことを考えてみますと、どういった団体さんに入っていただくのかなというのを考えた表が、この一覧表というような形になっています。

それぞれの地域の特性に応じた形で協議会をつくってくださいという形になっていますので、これが想定される最大限だとは思っています。区の中でも法律相談をやっていたり、人権の身の上相談とかそういったことをやっていますので、そういった窓口には相談が来る可能性があるのかなというふうなところでございます。この中の幾つかのところに集まっていたら、新たに協議会というものをつくればいいのかもしいないんですけれども、4番のところで、今ある私どものいろいろな協議会等というところで見させていただきますと、本会があります新宿区障害者施策推進協議会、専門部会を設けながらやっている協議会があります。それから新宿区障害者自立支援協議会、こちらのほうは相談支援部会、権利擁護部会といった部会を設けながら運営を今日やってございます。そしてまた、障害者自立支援ネットワークというのは事業所の方々などに集まっていたりしながら、私どもの基幹相談支援センターがいろいろな研修を行っていることがございます。

そういった中で新たにつくらなければならない差別解消支援の地域協議会をどのような形

で積み上げていったらいいのかというところを、今検討している段階でございます。この会の中でもまた御意見をいただきながら、28年度には必ず第1回というのをやるような形でつくり上げたいと考えているところでございますので、御意見などちょうだいしたいと思っております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

この資料の6の御説明が今ありましたので、新たに区内におきまして差別解消支援の地域協議会を設けていくという方向でございます。概要、所掌事項のほか、具体的な委員メンバーの想定も、全部合わせますと27人ぐらいでしょうか。かなり的人数には上りますが、それぞれ関係機関の方々に御協力をいただいて、この取り組みを具体的に進めていただくということかと思われませんが、この進め方等について、何かお考えなどありましたら。

それではこれも、志岐さん、どうぞ。

○志岐委員 志岐でございます。

これはもうメンバーとして、一応確定になっているのでしょうか。それともこの協議会で承認するというような取り扱いをされるのでしょうか。まずそれを一つお聞きしたい。

それと、ここの13、14、15、16の「法曹関係・その他」と、ここの部分なんですけれども、弁護士会、司法書士会、学識経験者1、2というふうにあるんですけれども、実は私は行政書士もやっております、東京都行政書士会の相談役とか、あるいは地域の新宿地区のほうの支部長、それから今は相談役というようなことをやっております、要はそういうところで、新宿区のほうにも区民相談等、行政についての相談等をやって、ここの障害についてもいろいろと区長とも協議しながらやってきているんですね。

ですから、こういうふうな中に、もし可能であれば、もう決まっているのであれば、私のほうでそれ以上は申しませんけれども、もし可能であれば、そういうものもできる限り、区政と地区の行政書士会新宿支部というんですけれども、こちらのほうとは密接なかかわりでやってきているものですから、考慮していただければというふうな希望でございます。以上。

○村川会長 ありがとうございます。

実はこの議題といいますか、この部分についてはこの会が決める権限はない。ただ、参考意見として、大いに関連がありますので、この差別解消支援地域協議会を設けるとしたら、どういうやり方がいいんだということについての参考意見が求められておりますので、そういう意味で御理解をいただきつつ、今具体的に、行政書士というお立場もあるということで

ございますので、そこは事務局のほうでも一つの要素としてテークノートしていただければというふうに思いますが。

ほかに、御意見ございましたら、どうぞ。

それでは、春田さん、自立支援の関係も御指導いただいておりますので、何か、どうぞ。

○春田副会長 私、この間の推進協の専門部会で、私の意見をちょっと述べましたけれども、私は自立支援協議会のほうの委員というのもやっております、そちらに相談とか権利擁護とかいう部会も持っていますので、新しく余り組織を立ち上げて開始させるというのはどうなんだろうなと思って、屋上屋という言葉がありますけれども、それを余りしないほうがいいんじゃないかと。この推進協議会は別として、自立支援協議会のこの組織を設けたらどうかということでお話したところ、部長さんも似たようなお考えがあるということでしたので、私はその方向で進めてみたらどうかと思っております。

○村川会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただいたと思います。

この資料6の下のほうにございますように、障害者自立支援協議会については、今のお話のとおり、その組織の中に相談支援部会、並びに権利擁護部会ということで、日常的に起こっております具体的な問題点を取り上げながら、あるときは権利擁護という角度から、あるときはまた相談支援という角度から深めていただいておりますので、確かに私どものこの協議会は施策全体、あるいは計画とか、そういう枠組みを決めたり、方向づけをするということでは大きな役割を持っているのかと思いますが、この差別解消にかかわる事柄をより具体的に進めようとするのであれば、今、春田さんからおっしゃっていただいたような、会議、会議で屋上屋を重ねるというやり方よりは、実効性のあるやり方という点では、今の御提案というのはかなり意味があるのかなという気がしております。

ただ、人数が何分これも多くなってしまうので、協議会という点では、私もこういう幅広い、いろいろな分野からおいでいただくということはよいことだと思います。ただ、機動的に進めるということになれば、専門部会というわけではありませんが、例えばの話ですが、幹事委員を決めて進めていただくとか、まだこれから始まることですので、そこはあらかじめよく練って、区のほうでお決めいただくといいのかなという気が何となくしておりますけれども、何か委員の皆様方の中で、先ほど志岐さんからも具体的な提案がございましたが、ほかにございましたら、どうぞ。

それでは、時間も押しておりますので、何かお気づきの点がありましたら、直接、障害者福祉課さんのほうに個々の御意見をお寄せいただければありがたいと思います。

課長さん、そういうことでよろしいでしょうか。

○障害者福祉課長 はい、ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。まだ残り2つほど議題がありますので。

それでは、第4の議題であります、重症心身障害児等在宅レスパイトサービスにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。どうぞ。

○福祉推進係主査 事務局です。お手元の重症心身障害児等在宅レスパイトサービス事業案内(案)、資料7というものを御用意ください。

こちらは28年度新規事業として準備しているもののチラシの案でございます。新年度予算の成立は区議会の議決によりますので、そちらは3月を待たねばなりません。この事業案内はあくまでも未定稿ではございますが、一度委員の皆様にもお目を通していただきたいと思います。本日用意したものでございます。御了承ください。

こちらは、「医療的ケアの必要な障害児・障害者の家族のために 訪問看護師による自宅での見守りサービスを開始します!」というのが青い四角に入っているものですけれども、眼目になります。

1、目的。

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児及び重症心身障害者に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族のかわりに見守りを行うことで、家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図りますと、しております。

ここで想定しております医療的ケアというのは、呼吸管理や栄養管理、排せつ管理といった事柄で、イメージとしては人工呼吸器がついているですとか、経管栄養でお口からは食事がとれないようなお子さんであったり、通常の排せつが困難で人工肛門、人工膀胱といったお子さんもあり得るということで、何かしら医療の手が入らないと、なかなか日常生活、生命維持にも危機が及ぶようなレベルで退院してきて、在宅療養生活を送っているお子さんを対象に、訪問看護師が御自宅に医療保険外で行きますという事業を始めようとしているところでございます。

2、対象者。

以下の各号全てに該当する方を介護する御家族としております。以下の各号全てに該当する方というのが、砕けていいますと、重度の知的障害があつて、かつ重度の肢体不自由、歩けないレベル、意思疎通も困難、体も動けないというような重度の知的と身体の重複の方であつて、区民で、18歳以前にその状態になつた方。今現在、施設入所ではなく、御自宅でお

過ぎの方。既に医療保険制度により訪問看護が入っていて、医療的な部分を訪問看護師に頼っている、そういう内容がある方を対象にしようとしています。

3、事業の概要。

区と委託契約をした訪問看護ステーションの看護師が、対象者の自宅において医療的ケアを伴う見守りを行います。入浴、外出を伴う介護、家事援助は行いません。訪問回数は月2回を上限。1回当たり2時間から4時間までの範囲で1時間単位。なので、おうちに来てもらってというお時間は半日程度、月2回なんです。利用時間につきましては、世帯収入と、あとまた利用時間によって、一番最低ラインがゼロ円、最高レベルが3,000円、自己負担が発生します。一方で、医師の指示書の作成料は課税状況にかかわらず、3,000円を超えた額を自己負担ということで、区からは3,000円までを補助しようと考えております。

裏面は、サービスの利用の手順を書かせていただきました。

この事業の創設の経緯といたしましては、前回の障害者計画を立てるに当たってのこちらでの協議、事務局サイド、職員間での協議、また素案を提出した段階での区民からのパブリックコメントなどでも、なかなか医療的ケアの必要な重症心身障害児者に対しては使える資源が、ほかの障害のある方にとっての社会資源と比べても、かなりおけている、使える資源が乏しいという御指摘の中、何かできるものはないかというところで、今回こうした事業の開始ができればと、そういう準備をしているものでございます。

説明としては以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、この関係に近いお立場ということになると、岩田委員さん、場合によっては山口委員さん、もし御発言がございましたら、どうぞ。

○山口委員 本当にありがたい。本当にこのことは感謝です。本当にありがたいと思っています。このことができることによって、家族がどれだけ安心かということを見ると、うれしいです。ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。歓迎される事業ということかと思いますが。

どうぞ。

○加藤委員 区では対象者を何人ぐらいだと把握していらっしゃるんですか。

○福祉推進係主査 対象となる方々をカウントしてみると何十人かということはいらっしゃるとは思うんですけども、中には、対象にはなるけれども申し込みにはまだ躊躇するのですとか、登録だけはするけれども利用には至らないというような方も中にはいるのではないかな

ということも考えています。10人から20人の間ぐらいの方が利用申し込みをしてくれるとい
いというふうには今思っております。

○**村川会長** 本日は力武委員さん、星野委員さんがちょっと御都合で御欠席かと思いますが、
よろしければ、鈴木委員さん、何かございますか。どうぞ。

○**鈴木委員** 私のほうからはちょっと意見はございません。でも、大変結構な制度だと思いま
す。

○**村川会長** ありがとうございます。

あとは関連して、子ども家庭部、健康部も少し、これは事業としては福祉部の事業ですか
ね。ただ、お子さんたちが関係ありますので、もしよろしければ、もし御発言があれば、吉
村さん、あるいは高橋さんからどうぞ。

○**吉村委員** 子ども家庭部長ですが、この事業、私が区の職員なのに質問して申しわけないん
ですけれども、訪問看護師が来ているときに保護者の方は外出ができるんですか。

○**障害者福祉課長** ふだん介護している人が休養していただくためにあれますので、手を離
れていただいて、御自身の用事を済ませていただいたりとかというようなことで設定してい
ます。

○**吉村委員** そうしますと、子ども家庭のほうでも障害児の一時保育などしていますけれども、
このレスパイトについてのニーズというのは伺っているところですので、私どものやってい
るものに加えて、こういうことも利用できるというのは非常に歓迎をされることだと思いま
すので、周知はしっかりしていく必要があるかなと思っております。

○**村川会長** ありがとうございます。

この新しい施策については、関係の方々からも大変期待感を持って受けとめられておりま
すので、ぜひ、今のお話にもありましたとおり、関係者への周知ということをよろしくお願
いしたいと思います。手続的な面もあるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思いま
す。

ほかにございませんでしたら、最後の議題に移ってまいりたいと思いますが、5番目の議
題といたしまして、サービス利用ガイド等ということで、きょうは幾つかパンフレットとい
いますか、冊子を用意していただきましたので、それぞれ説明をお願いいたします。

○**福祉推進係主査** 事務局です。

お手元に3冊の閲覧用とついていない冊子を置かせていただきました。まず一番上、水色
地のオレンジの文字が書いてあります「サービス利用ガイド」という薄い冊子です。次が、

黄緑色の「社会資源マップ」、ピンクの「障害者福祉の手引 27年版」という3冊でございます。

このうち、最後のピンク色の「障害者福祉の手引 27年版」というものは、毎年毎年、年度を更新してつくり続けているものでございますので、既に色違いでお持ちの方なども、御家族の方などいらっしゃるかとは思いますが、「サービス利用ガイド」というのは全く新しくつくったものでございます。こちらは障害者総合支援法に基づく障害のある方のサービスの利用の仕方、その説明に特化したガイドブックでございまして、イラストをふんだんに用いまして、当事者の方にも手にとっていただきやすく、また理解の助けになるように作成した、全く新しい冊子でございます。

「この冊子を上手に使っていただくために」というのが、扉1ページ目でございます。障害のある方のための福祉サービスといっても、「どんな内容のものなのか」、「どんな人が、どんなときに、どうやったら使えるのか」、「手続きはどうすればいいのか」などよくわからないという方もいると思います。こちらはどう使ったらよいかを考えるための冊子として御活用くださいとしております。

また、問い合わせ先一覧、障害者福祉課、組織としては区役所の中では決して大きな課ではないんですけれども、課ごとの役割分担も後ろ扉に書いてございます。また、精神障害のある方のためには、保健センターが大きな窓口で、地区担当保健師さんの役割もとても大きいので、保健センターの電話番号、ファクスなども同時掲載をしております。

次に、黄緑色の社会資源マップとあります冊子でございます。こちら施設紹介、第三版とございます。社会資源マップは平成23年度に初めて作成しまして、好評を得て、平成25年度に第二版を出しました。区内施設の増加に対応し、このたび第三版をつくっております。

こちら区内にあります福祉サービスを提供する事業所、といっても施設系、通所系の事業所たちですね。サービス事業所というとヘルパーステーションが入ってくるんですが、ヘルパーステーションは出ていません。施設があるものたちでございます。そちらの区内にはこういう施設があるんだ、自分が入っている施設はこういうところだとか、今現在、社会資源につながっていない方が、どういうところがあるのかというのを参考に選んでいただくよすがになればということでつくっております。

いろいろな色でページを色分けしてはいますが、ピンク色っぽいページは児童さん、身体障害だけのための施設は水色、知的障害メインの施設はオレンジ色、精神障害メインの施設がグリーン、2種類以上の障害に対応しているのが紫というような色分けで、カラーを

意味のある記号としてたくさん使っている。写真もたくさん使っているので、とても人気があって、第二版もすぐ出払ってしまったような冊子でございました。また第二版から第三版にかけては、区内の事業所数もとてもふえているので、今までよりも厚みが増してございます。

最後に、ピンク色の障害者福祉の手引なのですが、こちらはほぼ毎年改訂していて、区内在住の障害者やその家族に一番身近な手引として広く使われ続けております冊子でございます。障害者施策を広く御紹介している冊子としてつくっております。もともとはこの手引一つでいろいろなものを網羅しているので、後ろのほうには施設一覧もちろんございますし、サービスの使い方の流れ図というようなものも、この冊子の中で紹介し続けては来たんですが、これだけではわかりづらいとか、目的のページになかなかたどりつかないということで、このカラフルな、後からの冊子のほうが、後から分化したものということになります。ただ、どれか一つだけになってくると、この手引かなというような形で作り続けている手引です。

かさばるものです。また、特に障害者福祉の手引は昨年8月の発行ですので、既に御自宅にある、この冊子は知っているという方もいらっしゃるかもしれません。全てお持ち帰りいただかなくても、新しいほうの2冊のカラフルな冊子だけでいいという方は、手引については置いておいていただいても構いません。あとまた持ち帰るのにお荷物になりますので、御入用でしたら、手提げ袋のほうを入口のほうに用意しましたので、お使いいただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

サービス利用ガイドを含めて3冊いただいておりますが、この関係について何か御質問等ございましたら。あるいは今後の28年度以降に向けての御要望でも結構ですが、どなたからでもどうぞ。

よろしいでしょうか。大いにこれを御活用いただいて、総合支援法の趣旨といたしますか、より適切なサービス利用ができるような環境を整えていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

ちょっと後半、急ピッチで進めさせていただきましたので、間もなく予定時間の16時ということですが、それでは特段ございませんようでしたら、議事としては終了いたしますが、閉会に当たりまして、きょうは積極的に何回か御発言いただきましたが、福祉部長さんから一言、よろしければお願いいたします。

○赤堀委員 失礼します。御指名でございますので、本当に御丁寧に、また貴重な行き届いた御指摘、また御意見をいただきまして、ありがとうございました。区のほうでまた検討する際、きょういただいた御意見は十分踏まえて、また丁寧に検討してまいりたいと思います。また、何かほかにもございましたら、また事務局のほうへ御意見をいただければと思っております。

本日は本当にありがとうございました。

○村川会長 ありがとうございました。

それでは閉会とさせていただきます。

午後 3時57分閉会